

## (2014.11) 申請しましょう「二つの給付金」

今年の4月に消費税が5%から8%に上がった時、国民の声をなだめようとして、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特別給付金」二つの給付金制度を作って、対象者に給付することになりました。

この給付は、対象者が受け取ることができるのはどちらか一つです。又一人につき一回限りの給付です。

対象者には、川崎市から申請の用紙が届けられますので、申請しましょう。

自分はこの給付金の対象者に当てはまる条件がありそうな方や、平成26年に入り川崎市に転居した方は、川崎市のコールセンターへ、問い合わせて申請用紙を届けていただく必要があります。

「固定電話から」

0120-092-097

「携帯電話から」

044-540-0544

### 「臨時福祉給付金」(支給要件)

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし

- ・課税されている方に扶養されている場合は除く。
- ・生活保護の受給者である場合などは除く。

○支給額

- ・一人につき10,000円。左記の(加算対象者)は1人につき5,000円を加算。

### 「子育て世帯臨時特別給付金」(支給要件)

○支給対象者

次のどちらかの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特別給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

○対象児童

支給対象の平成26年1月分の児童手当・特別給付の対象となる児童。

ただし

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童は除く。
- ・生活保護の受給者となっている児童などは除く。

○支給額

- ・対象児童1人につき10,000円。